

申告書作成会場への入場方法

LINE
公式アカウント

申告書作成会場への入場は、LINEから申し込む方法と、当日税務署で入場整理券の配付を受ける方法があります。

LINEで申し込みをした場合 当日「申込完了」画面の提示をお願いします

※事前に国税庁のアカウントを友だち登録する必要があります

当日、入場整理券の配付を受ける場合 配付状況に応じて後日の来場をお願いすることがあります

開設場所 釜石税務署 2階（小佐野町3-8-24）

開設期間 2月16日(木)～3月15日(水)《土・日曜日、祝日を除く》

受付時間 9時～16時 ※駐車場は利用台数に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください

申告・納期限

	申告・納期限	振替納付日
所得税、復興特別所得税	3月15日(水)	4月24日(月)
消費税、地方消費税	3月31日(金)	4月27日(木)
贈与税	3月15日(水)	

問い合わせ 釜石税務署 ☎ 25-2081 (代表)

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

緊急雇用安定助成金 の受付終了が近づいています

これらの支援制度は、3月31日までの休業をもって受け付けを終了する予定です。詳しくは、厚生労働省のホームページかコールセンターでご確認ください。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

コールセンター ☎ 0120-221-276

受付時間 8時30分～20時(月～金曜日)

8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日)



緊急雇用安定助成金

コールセンター ☎ 0120-603-999

受付時間 9時～21時

(土・日曜日、祝日も対応します)



問い合わせ

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 岩手労働局 職業安定課 ☎ 019-604-3004

緊急雇用安定助成金

岩手労働局 職業対策課助成金相談コーナー ☎ 019-606-3285

「解決の糸口を見つけに行こう！」相談会

生活再建相談事業を行っている消費者信用生活協同組合による無料相談会です。専門スタッフや弁護士がお金や暮らしに関する悩みなどを丁寧に聴き取り、一緒に解決の糸口を見つけます。

※相談は無料ですが、事前の予約が必要です

日 時 3月4日(土)10時～16時

場 所 信用生協釜石事務所 中妻町3-11-5フォレスト201

※2月28日(火)までは、中妻町1-4-20で事業を行います

対象の相談 ①お金の問題(多重債務問題など)、②遺産相続、③不動産売買、
④税金など公共料金の滞納、⑤DV・離婚問題、⑥その他暮らしに関する悩み事

申し込み・問い合わせ 信用生協 釜石事務所 ☎ 0120-101-965

市民税・県民税の申告を受け付けています

申告の期間は3月15日(水)までです。3月2日(木)まで地域ごとに受付会場を設け、3月3日(金)からは市内全域の人を対象にシープラザ釜石で受け付けます。



個人市民税・県民税の申告

各地区の日時、場所

午前：9時～11時30分 午後：13時～15時

※午後の部の終了時間が昨年から30分繰り上がりました

月	日	曜	受付地域		受付会場
			午前	午後	
2	15	水	甲子町第9地割		甲子公民館
	16	木	甲子町第10地割		
	17	金	栗林町第3～15地割	栗林町第16～24地割	橋野地区多目的集会施設 (橋野ふれあいセンター)
	20	月	橋野町第1～32地割	橋野町第33～43地割	
	21	火	平田第1～3地割		平田集会所
	22	水	平田町1～3丁目・平田第4～9地割		
	24	金	鵜住居町1～5丁目	鵜住居町第1～22地割	鵜住居公民館
	27	月	鵜住居町第23～30地割・両石町		
3	28	火	片岸町・箱崎町		
	1	水	唐丹町(小白浜)	唐丹町(片岸・川目・山谷)	唐丹公民館
	2	木	唐丹町(花露辺・大曾根・桜峠)	唐丹町(上荒川・荒川・下荒川・大石・向・屋形)	

シープラザ釜石(2階)会場の日程

期間 3月3日(金)～15日(水)

時間 午前：9時30分～11時30分

午後：13時～15時30分

※9時前はシープラザ釜石へ入場できません

※3月4日(土)、7日(火)、11日(土)は受け付けません

令和5年3月						
日	月	火	水	木	金	土
					3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15			

申告で持参するもの

- ・令和4年中の収入が分かるもの(源泉徴収票など)
- ・社会保険料の領収書、生命保険料・地震保険料の控除証明書など所得控除の申告に必要な書類
- ・マイナンバーおよび身元確認書類(マイナンバーカード、通知カードと運転免許証など)
※通知カードは廃止されていますが、記載内容に変更がない場合は利用できます
- ・利用者識別番号を取得済みの場合は、番号が分かる書類
- ・黒ボールペン

や医療費控除の明細書の作成を済ませてからご来場ください

- ・申告の内容によっては、税務署での申告をお願いする場合があります
- ・令和5年度申告の手引き、申告書、医療費控除の明細書は、市税務課、各地区生活応援センターに備え付ける他、市のホームページからダウンロードできます

申告に当たってのお願い

新型コロナウイルス感染症予防のため、午前と午後で申告受付地域を指定しています。可能な限り、指定した日程での申告をお願いします。

会場ではマスク着用や手指消毒のご協力をお願いします
次のいずれかの症状がある人は、申告会場への入場はお断りします。

- 1 37.5度以上の発熱がある
- 2 咳や喉の痛みなどの風邪症状がある

申告に当たってのお願い

- ・事業所得などの収支計算の必要な所得を申告する人、医療費控除を申告する人は、収支内訳書

問い合わせ 市税務課 市民税係 TEL 27-8481